

四日市市青年就農給付金給付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年7月21日

四日市市長 田中俊行

四日市市規則第43号

四日市市青年就農給付金給付規則の一部を改正する規則

四日市市青年就農給付金給付規則（平成25年四日市市規則第3号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(給付要件等)</p> <p>第2条 給付金の給付は、次の各号に掲げる要件をいずれも満たす者（以下「給付対象者」という。）に対し、予算の範囲内で行う。</p> <p>(1)から(8)まで (略)</p> <p>(9) <u>平成22年</u>4月以降に農業経営を開始した者であること。</p>	<p>(給付要件等)</p> <p>第2条 給付金の給付は、次の各号に掲げる要件をいずれも満たす者（以下「給付対象者」という。）に対し、予算の範囲内で行う。</p> <p>(1)から(8)まで (略)</p> <p>(9) <u>平成21年</u>4月以降に農業経営を開始した者であること。</p>
<p>(給付金額及び給付期間)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 給付金の給付期間は、最長5年間（<u>平成26年度</u>以前に経営を開始した者にとっては、経営開始後5年度目分まで）とする。</p> <p>3及び4 (略)</p>	<p>(給付金額及び給付期間)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 給付金の給付期間は、最長5年間（<u>平成25年度</u>以前に経営を開始した者にとっては、経営開始後5年度目分まで）とする。</p> <p>3及び4 (略)</p>
<p>(給付の中止)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>2 市長は、前項の中止届を受け付けた場合又は次の各号に該当する場合は、</p>	<p>(給付の中止)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>2 市長は、前項の中止届を受け付けた場合又は次の各号に該当する場合は、</p>

給付金の給付を中止するものとする。

(1)から(4)まで (略)

(5) 前条第2項の就農状況の確認等により、次に掲げる場合に該当し、適切な農業経営を行っていないと市長が判断した場合

アからオまで (略)

カ 本事業が適切に実施されたかどうか及び本事業の効果を確認するため、国が給付対象者に対して求める必要な報告及び現地への立入調査に協力しない場合

(6) (略)

給付金の給付を中止するものとする。

(1)から(4)まで (略)

(5) 前条第2項の就農状況の確認等により、次のアからオまでに掲げる場合に該当し、適切な農業経営を行っていないと市長が判断した場合

アからオまで (略)

(6) (略)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(商工農水部農水振興課)